

鳥取県告示第 368 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定による廃止前の結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
武田医院	西伯郡伯耆町溝口 266-3	平成 19 年 3 月 30 日